

文部時報

第五百四十五號 目次

口 繪 平生文部大臣寫真 (東京日日新聞社撮影)

青年學校の現情に就て.....文部省社會教育局長男爵 山川 建.....一

學校建築の話(一).....文部技師 高橋理一郎.....七

日本刀の話.....文部省國寶調査囑託 本間 順治.....一

國定教科書の編纂方針に就て(四).....文部省圖書局編修課長 藤岡 繼平.....一八

松陰全集女子教育及家庭教育を考ふ(四).....文部省督學官 堀口 きみこ.....二二

青年學校に關する法令解説(六).....文部省社會教育局長 青戸 精一.....三五

文部省直轄學校の特色

山形高校と環境の特色	山形高等學校校長	石井 忠純	四二
奈良女子高等師範學校の教育	奈良女子高等師範學校校長	稻葉 彦六	四四
高松高等商業學校	高松高等商業學校校長	澤田 源一	四七
宮崎高等農林學校の特色	宮崎高等農林學校校長	松岡 忠一	四八
本校の特色	函館高等水産學校校長	佐々 茂雄	五〇

資料 文部省沿革略(六).....文部大臣官房文書課 五二

省令.....文部省令第一號(高岡高等商業學校規程中改正).....六二

訓令.....文部省訓令第四號(事務用紙類標準規格規程).....同第五號(學校及圖書館出納事務取扱規程中改正).....六二

告示.....文部省告示第七十二號(長野縣立長野工業青年學校廢止認可).....同第七十三號(高等小學圖書教師任用定價).....同第七十四號(岡山縣兒島商業學校設置認可).....同第七十五號(香梅高等實踐女學校設置認可).....同第七十六號(岡山縣兒島商船學校廢止認可).....同第七十七號(北越商業學校設置認可).....同第七十八號(千葉工業學校設置認可).....同第七十九號(密門日本尋常高等小學校恩給法指定).....同第八十號(高等家事教科書第三學年定價).....同第八十一號(私立大谷女學校廢止認可).....同第八十二號(第二大谷高等女學校設置認可).....同第八十三號(橫濱市立鶴見工業實習學校設置認可).....同第八十四號(津山女子高等技藝學校設置認可).....同第八十五號(平尾學院改稱認可).....同第八十六號(島根縣立松江農林學校修業年限及入學資格變更、獸醫畜產科及園藝科廢止認可).....同第八十七號(大成中等學校卒業生學力指定).....同第八十八號(靜岡縣池新田農學校修業年限及入學資格變更認可).....同第八十九號(敦化尋常小學校改稱認可).....同第九十號(尋常小學算術第二學年定價).....同第九十一號(東京植民貿易語學校設立者變更認可).....同第九十二號(東京保善工業學校名稱變更認可).....同第九十三號(東京保善商業學校名稱變更、第一本科及商業夜學科廢止認可).....同第九十四號(東京保善商業學校設置認可).....同第九十五號(東奧家政女學校設立者變更認可).....同第九十六號(山口縣立小郡農業學校二畜產科設置及獸醫畜產科廢止認可).....同第九十七號(公立學校職員年功加俸週及給與發令處分ニ對スル恩給額基礎俸給ニ關スル件).....六二

通牒.....教員無試験檢定願書受理期限ニ關スル件.....六二

敘任及辭令(自昭和十一年三月十一日至同三月二十日公表ノ分並文部大臣更迭等).....六五

彙報.....帝國學士院總會及部會——檢定教科用圖書——歌曲採用認可——圖書推薦——帝國圖書館閱覽情況——曹洞宗宗法曹洞宗宗費賦課法等中改正——休職——退職——死去.....七三



日本刀の話

文部省國寶調査囑託 本間 順治

一、
神功皇后の御時に百濟國より將軍破敵劍と號する名劍が獻ぜられて、これが平安朝時代に至るまで朝廷の御寶物であつたこと、應仁天皇の御代に同じく百濟の昭古王が卓素なる名高い冶工を獻じたこと、推古天皇御製の御句に「駒ならば日向の駒、太刀ならば吳のまさび」と拜すること、正倉院御物に唐大刀、唐樣大刀、高麗樣大刀等を御寶藏あらせられることなどもより、上古奈良朝時代には我が古來の鍛法に加へて大陸の鍛法に學ぶところがあつた時代と思はれる。此時代の刀劍の形態上の最も著しい特色は刀身に灣曲がないこと、即ち直刀なることである。然るに平安朝時代に至つて武家の勃興僧兵の跋扈等の事由に因り、幾多の實驗を経て製法に目醒しき發達を遂げ、後期に於てはもはや大陸の鍛法のごときを眼下に睥睨して我が國獨歩の域に到達したものである。宋の有名なる詩人歐陽修が「日

本刀歌」を賦して當時の我國の刀劍を最上級に賞揚してゐることとはまことに今昔の感に堪へない。前時代に比して作風の最も大なる進歩は太刀の形態が直刀より鎗造の灣刀に變化したことで、これが割斷の武器として優秀なることは今日の力學に於ても證明するところである。鎌倉時代は即ち武家時代であつて武力の充實した時代であるから刀劍鍛冶の興隆は前古未曾有で、まさに黃金時代を現出し、然も蒙古襲來に對する國民の覺悟は鍛冶界にも影響して作風を益々堅實ならしめたるを見逃してはならぬ。足利時代に於て對支貿易が復活せらるゝや、刀劍が輸出品中の随一のものとなり、その流出した數は少くも十萬口以上を算せられ、此等の多くは新作のものであつたので當時の鍛冶界への需要が遽かに多くなり、やがて來る戰國時代はさらに國內の需要を加へてこゝに所謂需要過多の現象を呈し粗製のものが續出したことは遺憾であつた。勿論此時代と雖も特に注文

にて念入りに製作せしめたるものには前時代にも劣らぬものを往々見るのであつて、かうした作品をば古くより「注文打」と云ひ、レデーモード式の粗製品を「數打」と呼んで居る。一面の見方よりすれば、戰國時代には下剋上の世相より生れた下級武士達が武士の多かつたことが安價なる粗製品の需要を多からしめたものでもあらう。豊臣秀吉が天下を統一し社會階級を確立し、有名な刀狩りを行つて武士階級以外は刀其の他の武器をも所持携帯することを禁じたることは、やがて粗製品の濫造を防止した結果ともなり、朝鮮八道を畏怖せしめたる武力の充實は鍛冶界にも反映してこゝに技倆に於て鎌倉時代に次ぎたる時代を現出した。徳川時代以來の通用語として此の桃山時代の代表的名工の活躍期なる慶長以前のもをば古刀と云ひ、以後のものを新刀と云つてゐるが、此の區別は作風の變化を以て理由づけるよりは鍛冶工の系統と分布の變化を以て見ることに意義があるやうに思はれる。即ち此時代の大名には豊臣秀吉を始めとして傳統的の名門の出でないものが多いやうに此時代の名工には前時代以來の系統が不明であるものが多く、新しい城下町を中心として各地に分布してゐるのである。桃山時代の作風は戰國時代の豊富なる實驗より會得した堅實味に加へて此時代一般の藝術に見る豪華なる美觀を呈してゐるもので、この作風は明暦萬治頃まで繼續してゐるが、其の後に於ては天下太平の打續きたる結果として鍛冶工の技倆は次第に弛緩し、士風の及ば

すところ或は實用を没却して美觀のみを覺めたるものを生ずるに至つた。徳川末期に於ける復古運動は政治方面ばかりではなく藝術方面にも及ぼしてゐることは興味深いことであるが、鍛冶界に於ても文化文政の頃より復古刀と呼稱して主として鎌倉時代の作風に復る傾向が漸く濃厚となつた。然しながら時已に一般に技倆低下の底近くにあつたので一二の刀工の他には形式的復古に停止して實質の見るべきものがなかつた。加之明治四年の廢刀令は全國の刀工に致命的打撃を與へ、こゝにさしも傳統を誇る日本刀の鍛冶も危く根絶するかと思はれたが、長くも明治大帝には深く刀劍に御趣味あらせられ、古名刀の貴重にして襲藏すべきことを國民に御示しありたると共に、當時の刀工を帝室技藝員として遇し給ひ、或は新作刀の御買上等を以て日本刀鍛冶の永久に保存すべきことを御垂教あらせられたるに感奮して、民間に於ても中央刀劍會等の刀工其の他刀劍に關する職人保護の團體又は特志家が生れて幸にも道の絶ゆることなくして昭和の御代に至り、近時國際非常時に直面して國民間に愈々日本精神が鼓舞し顯揚せらるゝに伴つて、愛刀の趣味が湧然として興り、過去の作品のみならず新作刀をも愛することは明治以降未曾有の觀がある。この機運に際してよき指導を以てせばやがて技倆に於て徳川時代を凌駕することは敢て難事ではあるまい。

二、

前に日本刀の歴史を概説したが、説明中に刀工の名を掲げなかつたことには自分の主張があるのである。近年愛刀家の數は非常に多くなつたのであるが此等の人々の鑑賞振りを見るに大部分は觀點を個々の作者に置き、時代を比較的輕視してゐるやうに思はれることは遺憾である。誰の作であるかを稽へる前に、まづ何時代のものであるか、何系統のものであるかを十分に稽へねばならぬ。殊に古刀に於ては文獻にて知り得る刀工の數と作品の銘より知りたる刀工の數との割合は後者は前者の十分の一にも足りぬもので、されば無銘刀に接したる時には時代系統以上には作者を見定め難いことが多いことは書蹟繪畫彫刻等凡ての藝術品に共通のことである。徳川時代には各方面に職業的の鑑定家があつて所謂折紙なる鑑定書を濫發してゐるのであるが、此等は殆ど作者の個名までを極めてゐる。これが明治以降の學問の發達につれて識者はかゝることの不合理を知り、次第に時代に觀點を置いた鑑賞に移りつゝある際に、刀劍に於てのみは未だにこれに逆行する者の多いことは一抹の淋しさを感ずるものである。どこまでもまづ時代を研究せねばならぬ。

三、

古來名工として人口に膾炙するものは、大寶年間(天國、奈良朝)の神息、平安朝大同年間の伯耆安綱、永延頃の三條宗近、鎌倉時代の粟田口吉光、同じく五郎入道正宗、其の弟子村正、

徳川時代の虎徹である。但し前述の時代は俗間に傳ふるまゝを參考までに記したものである。さて此等の刀工は果して名工なりや、時代は傳來のまゝなるやに就て一言するに、天國と神息は所傳の時代に該當する有銘の作は嘗て見聞せず、安綱は確實なる作が比較的に多く現存してゐるが、何れも洗煉せられたる鑄造りの灣刀であるから時代は平安朝後期とすべく、宗近も殆ど同時代と認められ、俱に名工なるに論なく、粟田口吉光は傳來にさしたる間違なく鎌倉末期の名工である。次の正宗は明治年間に抹殺論が突發して近來に至るまで疑問の刀工とされてゐるが所在は確實なる史料に據つてもはや動かすべくもなく時代は吉光の後である。村正を正宗の弟子とすることは全く講釋師の創作で、事實は足利時代の刀工で當時の良工ではあるが名工の域には至らない。此工の作刀が祟りをなすとの布説は、徳川家に於て家康の祖父清康、父廣忠、家康、其の子信康の四人が不圖も村正の刀で殺傷の危に遇ふたので家康が此作の刀を忌避したことより始まり、爾來徳川家は勿論譜代の大名直參等は指料にすることを遠慮したので、此邊より因を發して巷間の話題となつたものであらう。虎徹は徳川時代寛文延寶頃の刀工で、新刀中屈指の上手であるが、彼の作風の最も稱すべき點は如何にも眞面目なところにあると思はれる。概して新刀は古刀に比して偽物が少いのであるが、この虎徹の如きは新刀でも古名作に劣らぬ程に偽物が多いから油斷がならぬ。鑑定の極意に

「虎徹と見たら嘘と思へ」とあるのであるが、虎徹のみならず人口膾炙の名工の作が店頭にあつたならば、然も安價であつたならば、凡て偽物と思へとの苦言を掘出し黨に呈する次第である。

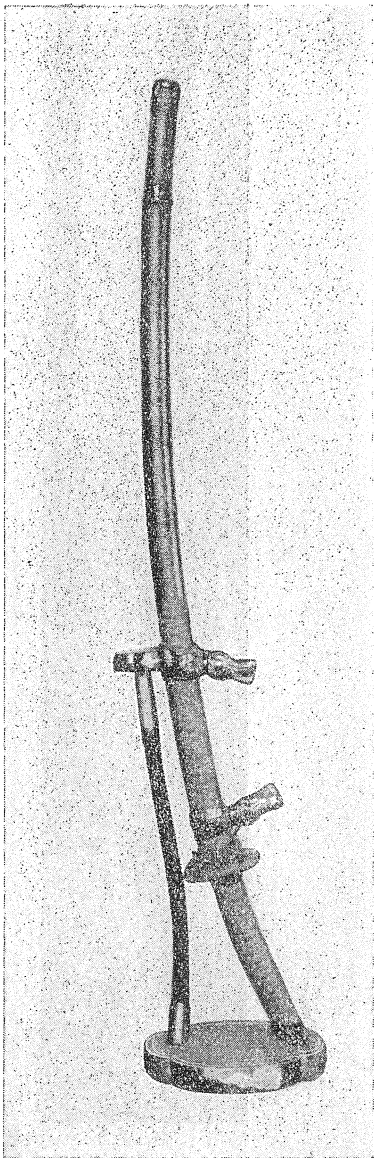
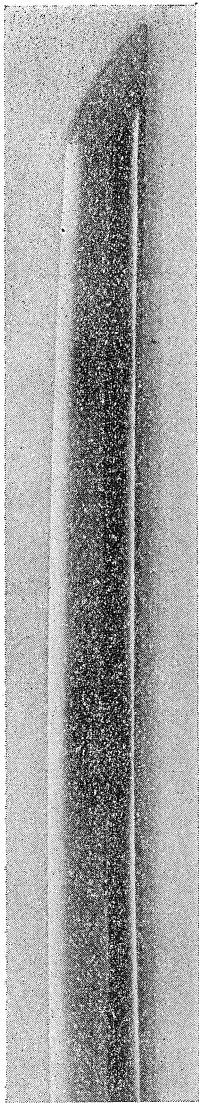
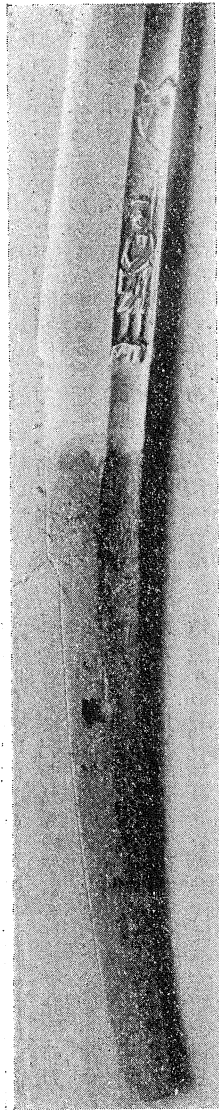
四、

刀劍を國寶に指定することは明治四十二年に始まり、爾來今日に至るまで三百八十六件約四百口の指定を見た。此等國寶刀は他の國寶と同様に美術の模範となり又は歴史の證徴となることを條件として指定されたもので、古くは聖德太子御佩用と傳

ふる有名な七星劍・丙子椒林劍（四天王寺所有）より徳川時代の所謂新刀に至るまで各時代の作品を見るのである。而して名刀の代名詞の如くになつてゐる正宗の作刀が從來一口も指定されなかつたことに對して隨分不審に思ふ向もあるやうであるが、それは明治二十九年以來刀劍學界に大問題となつた正宗抹殺論の可否を十二分に研究する必要があつたからであり、もはや抹殺論不可が定説となつた今日に於てはやがて其の作の指定を見ることが思はれる。次に一二の國寶刀の寫眞を掲げて參考に供することにする。

太刀 銘豊後國行平作 一口 侯爵 細川護立所藏
附 革包太刀

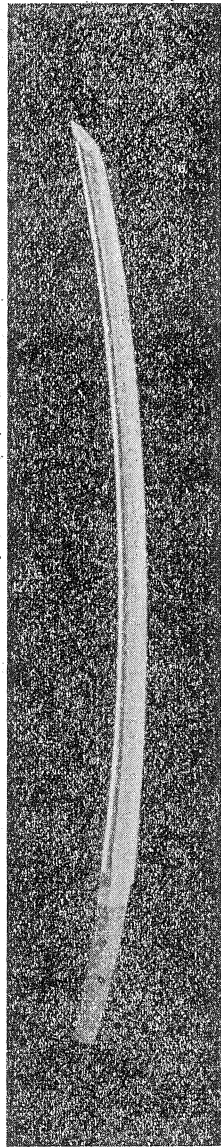
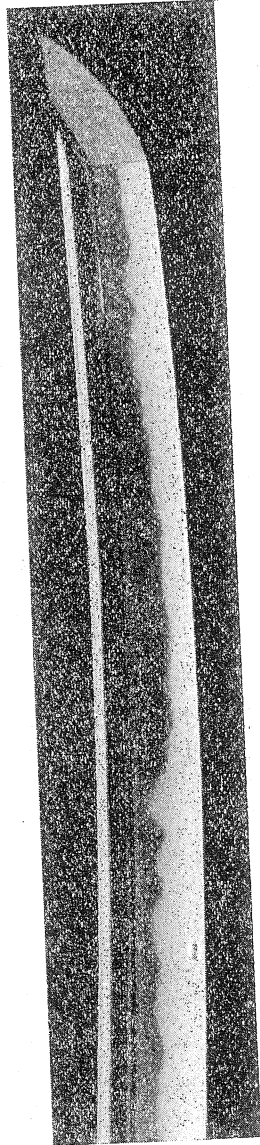
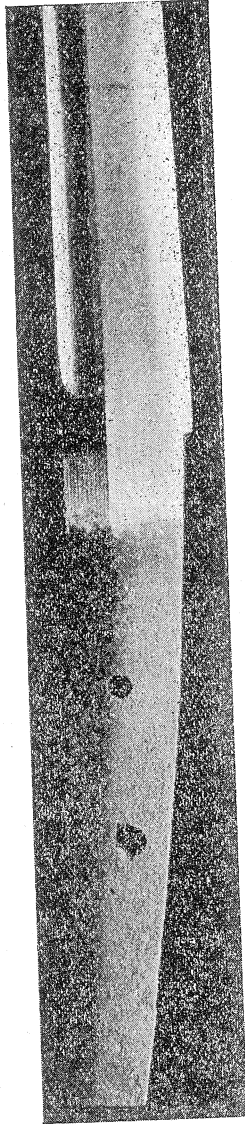
作者行平は鎌倉初期の名工である。此作は行平中の行平として古來名高く、細川幽齋より烏丸光廣に傳へたもので、拵の革包太刀は幽齋當時の製作であらう。因に幽齋は歌人として令名があつたばかりでなく刀劍の鑑識に於ても當時一流の域にあつた。而して幽齋が古今傳授を光廣に許すに際して此太刀を紀念として傳へたと云ふ。



太刀 銘長光 名物 大般若 一口 伯爵 伊東治正所藏

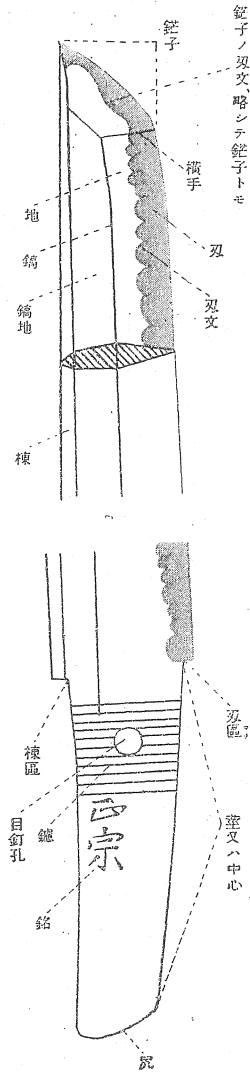
作者長光は鎌倉中期に於ける備前長船の名工であり、此太刀は同作中の傑作として古來名高く、大般若の異名がある。蓋し此太刀は足利時代に於てすでに六百貫の高價であつたので、大般若經六百卷に因んで此

の異名がある。もと足利將軍家の重寶で、其の後織田信長の有となり、信長は姉川の戰の援軍を謝して徳川家康に贈り、家康より長篠の戰の賞として奥平信昌に與へ、其の後徳川時代を通して信昌の子孫たる武州忍の松平家の寶刀であつた。



五、

次に編輯部の注文によつて刀劍各部の名稱を圖説する。



各部の中で最も時代の見どころとなるのが姿と刃文であり系統個々の作者を知るには刃文の手癖を委しく研究することが肝要である。

文部時報刊行計畫摘要

一目的 本省行政ニ關スル法令竝ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

二内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ

訓令	勅令	省令	法律
訓示	閣令	告示	諭令
訓令(例規トナ)	指令(例規トナ)	通牒(例規トナリ又ハ一般ノ參考トナルモノ)	諭令
法令解説	質疑應答(本省ヨリ公文ニテ回答シタルモノ)	復命書及報告書	統計
任免、陞叙、叙位、叙勳	表	研究調查	寫眞
講演、講話、談話	公	告	眞
人事	事	公	眞

三編纂 文部時報編纂ノ爲編纂委員長並編纂委員若干名ヲ置ク
編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ命ズ

必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ

資料蒐集ノ爲省内各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク

文部時報報告委員ハ各部局課ノ理事官、屬、囑託等ヲ以テ之ニ充ツ

必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資料ヲ求ムルコトヲ得

四發行 本時報ハ菊版、每號約六十四頁、定價金貳拾錢ヲ標準下シ毎月三回一ノ日ヲ發行期日トス

定 價		告 白	
一 部	金 貳 拾 錢	昭利十一年三月二十八日印刷納本	昭利十一年四月一日發行
一 月	金 六 拾 錢	發行所 帝國地方行政學會	東京市麹町區西七丁目一番地
六 月	金 參 圓 六 拾 錢	印刷者 大谷仁兵衛	東京市麹町區西七丁目一番地
一 年	金 七 圓 貳 拾 錢	印刷所 行政學會印刷所第二工場	東京市麹町區西七丁目一番地
送 料 共		電話 牛込二九六六番	
送 料 共		電報 牛込二九六六番	
送 料 共		電報 牛込二九六六番	

山本有三先生總編輯



山本有三先生は、愛兒の爲の讀物が餘りに亂雑、粗暴、俗惡であるのを嘆き、自らその改善の爲に乗り出された。漫畫本や單なる面白本位だけの雑誌類とは全然違つて、科学的で、藝術的で、而も面白い。實に素晴らしい全集です。

子供のため、親のため、信頼出来る科外讀物

日本少年國民文庫

茗溪會推薦

東京高等師範學校佐佐木秀一先生曰く
世の父兄が安んじてこれをその愛兒に與へられることをお勧めする

文部省圖書監修官井上越氏曰く
少年諸君父兄諸君のために、心から祝福し感謝せずにはゐられない。

跡見女學校校長跡見李子生曰く
この文庫は、人の親といふ立場から親身になつて編纂されてゐる。

山本有三氏著
男らし行ひ、やさしい心根、不屈の魂、深い愛情等『胸にひびく話』二十篇を集めたのが本巻です。

新潮社

全國中小學校團體申込多數

東京・牛込・矢來